

29年度体育施設一般開放利用案内

本学では、地域貢献及び地域の文化向上のため、体育施設の一部を一般開放しております。

1. 使用できる施設・可能日時・使用料

キャンパス	施設名	使用可能日	使用時間(コマ)	使用料(税込)
長久手	第1グラウンド (多目的グラウンド)	土・日 (年末年始除く)	① 8:00～12:00 ② 13:00～17:00	9,000 円 (1 コマあたり)
	第2グラウンド (野球場)	土・日 (年末年始除く)	① 8:00～12:00 ② 13:00～17:00	6,000 円 (1 コマあたり)

- ②について、17:00 までに日没となる日については、日没の時間までの使用とする。
- ①及び②の連続使用は可能。
- 学内行事・授業・サークル活動等優先のため、空きがなく、使用申請できないことがあります。

2. 申請方法等(なお、29 年度は 5 月から利用を開始します。)

受付期間	利用日の月の、前月 5 日(休日の場合はその後の平日)から前月 15 日(休日の場合はその前の平日)まで受付。 例…5 月に利用したい場合は、4 月 5 日～4 月 15 日までが受付期間となる
受付時間	9:30～16:00
受付場所	〒480-1198 長久手市茨ヶ廻間 1 5 2 2 - 3 愛知県公立大学法人事務局総務部門施設整備課 Tel: (0561) 76-8907 E-mail: sisetsu@bur.aichi-pu.ac.jp
申込方法	電話もしくは E-mail にて申込 (なお、初回申込の場合に限り「体育施設使用団体登録申請書」を受付期間終了までに郵送すること)
その他	・申請多数の場合は、抽選により、仮許可の団体を決定 ・申請は AM 1 コマ、PM 1 コマとし、複数の申請は失格とする (AM で第 1・第 2 グラウンド両方の申請は不可)

3. 申請許可

- 受付期間終了後、申請者に対し、本法人から使用の可否を電話もしくはメールで連絡します。
- 仮許可を受けた団体は、仮許可を受けた日から 5 日間までに「不動産貸付申請書」を提出してください。
- 仮許可後から使用日の 10 日前までに、学内行事が入らない場合に限り、「不動産貸付許可書」及び「使用確認書」を交付します。
- 使用許可を受けた場合であっても都合によりお断りする場合がありますのでご了承ください。

4. 使用者の資格

1. 営利を目的としない、10人以上の団体であること。(責任者が成人であり、責任の所在がはっきりしている団体)
なお、使用申請には団体登録が必要です。「体育施設使用団体登録申請書」を作成し、団体の概要、規約(定款等)、メンバー表(氏名及び住所市町村名)、昨年の活動実績等を添えてご提出ください。
※年度毎に団体の再登録をしていただきますので、ご注意ください。
2. 次の項目に該当する場合は使用できません。
 - ・政治的又は宗教的活動を目的とする場合。
 - ・違法もしくは不当な行為を行う、又はその恐れがある場合。
 - ・営利行為を伴う場合。(会費及び料金を徴収するレッスン、個人レッスン、試合等含む)
 - ・大会の開催や使用許可団体以外との練習試合等。
 - ・特定の個人もしくは団体等を非難し、又はその名誉を傷つける場合。
 - ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがあるとき。
 - ・施設を損傷、汚損する恐れがある場合。
 - ・その他、施設の管理運営上支障があると認める場合。

5. 当日の使用方法

1. 守衛室に立ち寄り、「使用確認書」を提示してから入構ください。
2. 施設使用終了後、施設を元の状態に戻し、守衛室に立ち寄り、「使用確認書」を提出してください。
3. 使用時間の延長はできません。(準備や片付に要する時間も含まれます)
4. 前日・当日の降雨等により、施設の使用が出来ない場合があります。使用の可否については、使用許可時間前に、本学守衛室へお問い合わせください。
5. 事前連絡なしで施設利用をしない場合、次回からの申請をお断りすることもあります。

6. 使用料の払込方法

1. 施設利用を確認後、「請求書」を郵送します。
2. 使用料は、指定された口座に、必ず期限内に振り込んで下さい。振込手数料はご負担下さい。

7. 一般的な注意事項

1. 構内は禁煙ですので、喫煙は絶対にしないでください。
2. 使用施設等は常に清潔を保つよう心がけること。
3. 許可された目的以外に使用しないこと。また、許可を受けた範囲以外の箇所に入出入りしないこと。
4. 使用後は十分に清掃を行い、出したゴミは必ず持ち帰ること。(本学の自販機で購入した場合も持ち帰ってください。)
5. 大学構内への車輛の入構は禁止としておりますが、やむを得ない場合は、事前に本学担当者をご相談の上、極力乗り合いでお越しいただくなど、ご配慮ください。
6. 備品等の貸出は行っておりませんので、施設利用者でご用意ください。
7. ペット等の持込は禁止します。
8. 施設利用に伴う事故・ケガ等については、本学は一切の責任を負いません。
9. 施設利用に際して、施設等を損壊し、又は滅失したときはそれによって生じた損害を賠償していただきます。

8. お問い合わせ

〒480-1198

愛知県長久手市茨ヶ廻間1522-3

愛知県公立大学法人 事務局 総務部門施設整備課

TEL 0561-76-8907(直通)

FAX 0561-64-1101

E-Mail sisetsu@bur.aichi-pu.ac.jp

使用日当日のお問い合わせ先

守衛室 0561-76-8713

体育施設使用団体登録申請書

平成 年 月 日

愛 知 県 立 大 学 長 様

愛知県立大学長久手キャンパス体育施設学外者使用要領を承知のうえ、下記のとおり
使用団体としての登録を申請します。

団体名	
代表者氏名	印
団体所在地（代表者住所）	
団体（代表者）連絡先電話番号	
申請者名	
申請者電話番号	
メールアドレス	
設立（認可）年月日	
設立認可番号等	
会員数	

添付書類

団体の概要、活動状況等に関する書類（規約(定款)、名簿、事業報告書、決算書等）

平成 年 月 日

愛知県公立大学法人理事長 殿

申請者
住所
氏名

印

不動産貸付申請書

下記のとおり不動産の貸付けを受けたいので申請します。
なお自己または自社の役員等は暴力等反社会的勢力に該当しません。

記

1 貸付けを受けようとする不動産

大学・キャンパス名		
使用年月日	時 間	施設名等

2 使用目的

3 添付書類

4 担当者

5 その他特記事項